

助成金活用に係る求人申込・雇用契約上の注意点

● 特定求職者雇用開発助成金 対象労働者の雇用期間は無期雇用が原則

但し、**有期雇用**であっても、**雇い入れの時点で無期雇用と同視できる次の①と②両方の要件を満たす雇用契約の締結を書面にて行う場合**、助成金活用が可能です。

(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コース)

① 本人が希望すれば、65歳以上まで契約更新が可能であること

② 63歳以上の場合、雇用期間が継続して2年以上(※)であること

無期雇用の場合も
①と②両方満たす
必要があります。

※所定労働時間が週30時間以上の重度身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の身体及び知的障害者、精神障害者(重度障害者等)については、3年以上

以下のケースにより、上記2点が満たされず支給対象外となる場合があります。

● ケース1 更新条件があるケース

求人票例	「更新の可能性あり」かつ 「条件付きで更新あり」 X	「更新の可能性あり」かつ 「原則更新」 O
【例】 雇用契約書 労働条件通知書 (更新規定) 例	「更新は事業の状況による」 X 「更新は勤務成績による」 X 「更新は契約満了時の業務量 による」 X	原則更新(65歳以上まで) O 原則更新(更新上限なし) O

◆ 例のように、労働者が雇用継続の更新について、更新が確実であると判断できない規定の場合、対象とならない場合があります。

ポイント 対象者に当てはまらない更新条件は記載しない、選択しないこと

● ケース2 契約更新できる期間が短いケース

雇用契約書 労働条件通知書 (更新規定) 例	「更新未定」 X 「契約期間は1年を上限」 X 「契約期間は6ヶ月毎3回までを 上限とする」 X	原則更新(65歳以上まで) O 原則更新(更新上限なし) O 原則更新(65歳以上かつ3年 以上) O
------------------------------	---	--

◆ 例のように、労働者が雇用継続の更新について、更新できる期間が短く、または更新できる期間が不明である規定の場合、対象とならない場合があります。
(雇い入れ時の年齢にも注意)

ポイント 労働者毎に契約更新できる期間を設定し、明示すること



ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは沖縄助成金センターへお問い合わせください。

沖縄労働局・ハローワーク

●ケース3 就業規則等に条件があるケース

雇用契約書 労働条件通知書 (更新規定) 例	「更新の条件については、就業規則第〇条のとおり」	原則更新（65歳以上まで）○ 原則更新（更新上限なし）○
【例】 就業規則等 例	第〇条 事業主は労働者が雇用契約の更新を希望する場合は、 <u>事業の状況、事業の業務量、労働者の勤務態度等を踏まえて更新の有無を判断する。</u> X	

- ◆ 例のように、労働者が雇用継続の更新について、就業規則に更新が確実であると判断できない規定がある場合、対象とならない場合があります。

ポイント 就業規則等と異なる労働条件は、雇用契約書等に明示すること

以上のケースを参考に雇用契約書や労働条件通知書の作成をお願いします。

なお、対象労働者を雇い入れましたら、雇用契約書や労働条件通知書を作成し、対象労働者へ交付してください。

雇用契約書等が作成されていない場合、助成金は支給できません。

また、同一対象労働者に係るトライアル雇用助成金等他の助成金の申請時において、表面記載①と②両方の要件を満たさない雇用契約書等の写しがハローワーク等に提出された場合、沖縄助成金センターから特定求職者雇用開発助成金の案内がされない場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号
沖縄労働局 沖縄助成金センター分室	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館1階	098-868-4013
那覇公共職業安定所 (ハローワーク那覇)	〒900-8601	沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎	098-866-8609
沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄)	〒904-0003	沖縄県沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎	098-939-3200
名護公共職業安定所 (ハローワーク名護)	〒905-0021	沖縄県名護市東江4-3-12	0980-52-2886
宮古公共職業安定所 (ハローワーク宮古)	〒906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1020	0980-72-3329
八重山公共職業安定所 (ハローワーク八重山)	〒907-0004	沖縄県石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎1階	0980-82-2327



ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは沖縄助成金センターへお問い合わせください。

沖縄労働局・ハローワーク